

事務連絡
令和4年2月7日

各県立学校長様

体育保健課長

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

標記の件につきまして、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり依頼がありました。

ついては、特に、別添写しの下線部の内容を確認いただき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を徹底願います。

また、以下に記載する「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施にあっては慎重を期すようお願いします。なお、衛生管理マニュアルにあるとおり、感染収束局面においては、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施することを検討して差し支えないことを申し添えます。

記

1 教育活動

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 部活動

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等
- ・部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用

<本件連絡先>

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
体育保健課保健安全担当 (078-362-3789)

○各教科等の指導に関すること

- ・下記以外
高校教育課教育指導班 (078-362-9444)
義務教育課初等・中学校教育班 (078-362-3772)

- ・ 体育・保健体育 体育保健課学校体育班 (078-362-3787)
- ・ 音楽・図画工作等 義務教育課初等・中学校教育班 (078-362-3772)

○運動部活動に関すること

体育保健課学校体育班 (078-362-3787)

○文化部活動に関すること

高校教育課生徒指導班 (078-362-3778)

○重症化のリスクの高い児童生徒等への対応に関すること

特別支援教育課 (078-362-3774)

○幼稚園における指導に関すること

義務教育課初等・中学校教育班 (078-362-3771)

オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等をまとめましたので、お知らせします。



事務連絡
令和4年2月4日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス
感染症対策の徹底について

各学校においては、これまでも「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）等を基に、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところです。

このたび、オミクロン株への置き換わりに伴い10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高い等の現時点までに得られたオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等を下記のとおりまとめました。各学校及び設置者におかれては、下記事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核認定こども園主管課におかれては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

記

1. 基本的な感染症対策の強化・徹底

(1) 日々の健康観察の徹底

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。特に、衛生管理マニュアルで示す地域の感染レベル（以下単に「レベル」という。）が3及び2の地域では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するよう促すこと。
- ・児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。特に、レベル3及び2の地域では、児童生徒等本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけるほか、登校時の検温結果及び健康状態の確認については校舎に入る前に行うこと。
- ・登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

(2) 換気の徹底

- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。また、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要であること。さらに、十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられること（学校環境衛生基準では1500ppmを基準としている）。
- ・飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用すること（不織布マスクを推奨）。なお、幼児のマスク着用については、「5. 幼稚園における感染症対策」を参照すること。

(3) 給食時の感染対策の徹底

- ・給食等の食事をする場面での感染症対策については、衛生管理マニュアル第3章の3. の記載事項を踏まえ、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。

2. 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

各学校及び設置者においては、衛生管理マニュアル第1章の4. に示された行動基準を参考としつつ、地域の感染状況に応じた学校教育活動を行っていただいているところであるが、例えば、当該行動基準においては、レベル3の地域のみならず、感染拡大局面にあるレベル2の地域においては、感染リスクの高い活動を停止すること

されている。このような記載も踏まえ、オミクロン株による感染が急速に拡大している現下の状況においては、以下に記載する（１）及び（２）に示す内容については、特に感染リスクが高い教育活動であるため、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的には実施を控える、又は、感染が拡大していない地域においては慎重に実施を検討すること。なお、その他の感染リスクの高い活動についても、同様の考え方により対応することとし、それぞれの対策に取り組む際の具体的な留意事項については、衛生管理マニュアルを参照すること。

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、感染収束局面においては、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施することを検討して差し支えないこと。

（１）各教科等

オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」のうち特にリスクが高いものについては基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、レベル3の地域においては、体育の授業や運動時においては、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用することとしているが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的に同様の対応とすること。

（２）部活動等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する活動については特にリスクが高いため基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

また、各学校等及び設置者においては、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、

顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

3. 教職員による抗原簡易キットの活用

抗原定性検査キットについては、国立感染症研究所より、その診断精度について、オミクロン株による影響を受けない可能性が示唆されているとの見解が示されている。このため、感染者の早期発見を通じた学校における感染拡大防止策として、学校が保有する抗原簡易キットを教職員が一定数持ち帰り、発熱等の症状がある場合に、自宅等で必要に応じて利用することは差し支えないこと（※1）。

また、地方自治体の判断により、陰性の検査結果によって教職員の待機期間の短縮が認められる場合において、当該検査に利用する抗原簡易キットについては、学校等の事業者が医薬品卸売販売業者から入手し、教職員に利用することができることとされていること（※2）。

このほか、抗原簡易キットの購入費用については、令和3年度補正予算で措置された「学校等における感染症対策等支援事業」の補助対象となること。

（※1）「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に関するQ&Aについて（令和4年1月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症等感染症対策推進室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000884127.pdf>

（※2）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について（令和4年1月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）別紙参照。

https://www.mext.go.jp/content/20220118-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等の中には、重症化リスクが高い者も含まれていることから、これらの児童生徒等が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校を判断すること。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること（衛生管理マニュアル第2章の4.を参照）。

5. 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、以上で述べた感染症対策を踏まえるとともに、幼児特有の事情を考慮し、衛生管理マニュアル第5章に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策の一層の徹底を図ること。その際、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集（※）を参考にするなどし、幼稚園や幼児特有の事情を考慮した感染症対策に万全を期すこと。なお、衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集（令和2年9月7日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200904-mxt_youji-000005336_01.pdf

6. 分散登校・オンライン学習等の実施

学校で感染者が発生した場合の臨時休業については、令和4年2月2日付け事務連絡で示した「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」を踏まえ、適切な対応を行うこと。

その際、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方自治体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施することが求められること。

なお、学校の臨時休業は、地域の感染状況を踏まえて、学校設置者が、学校の状況を見て機動的に判断するものであるが、学校で感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があること。

【参考資料】

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7 ※2021.12.10 一部修正）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html

【参考リンク】

- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 各教科等の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)付(内3163)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日をもって緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4月5日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされた。その後、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されたが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施した。

令和3年7月11日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7月28日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より緊急事態措置を実施した。

令和3年9月30日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施した。しかし、令和3年12月30日にオミクロン株の市中感染が県内で初めて確認され、その後も感染の急拡大が止まらず、令和4年1月27日からまん延防止等重点措置を実施する。

I 措置実施期間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年6月20日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年6月21日～令和3年7月11日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年8月2日～令和3年8月19日
緊急事態措置実施期間	令和3年8月20日～令和3年9月30日
まん延防止等重点措置実施期間	令和4年1月27日～令和4年2月20日

II 措置等の内容

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

【まん延防止等重点措置終了まで】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。特に、感染リスクが高いとされている活動は行わないこととするが、一方で、やむを得ず実施する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。

保護者等を学校内（施設利用の場合は該当施設内）に招く行事（進路指導を除く。）は行わない。必要に応じて、オンラインによる実施も検討する。

なお、学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とする。

- 県外での活動は、原則行わない。ただし、既に計画済の活動を実施する際には、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

既に計画済の修学旅行については、行き先の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、延期を含む実施の可否を適切に判断する。また、実施する際には、行き先等で児童生徒・教職員の感染が発生した場合の対応を十分確認する。なお、キャンセル料が生じた場合は、支援策を適切に活用する。

- 2月に実施予定の推薦入試、3月に実施予定の入試等については、感染防止対策を徹底のうえ実施する。併せて、市町教育委員会を通じて、中学校における感染防止対策の徹底及び受検者である中学3年生及び保護者の事前の体調管理などの感染防止対策の徹底を要請する。

3月入試については、検査当日に感染している者及び保健所等から濃厚接触者とされた者に対し、追検査を実施する。

【追検査日程】高等学校入試：令和4年3月28日（月）

特別支援学校高等部入学者選考：令和4年3月17日（木）

- 感染防止対策

〔登下校時・出勤時〕

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は登校させない（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。

出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。

- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）は出勤を見合わせる（特別休暇等）。

（前述2項目については、新規感染者が大幅に減少し、地域の感染レベルの指標が低い状態にある場合等を除く。）

- ・登下校時には、マスク（感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励。以下同じ）を着用する。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。
- ・サーモグラフィー等を活用した毎日の検温や手洗いを徹底する。

〔教育活動時〕

- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを活用する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。
- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わない。
- ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等

〔その他〕

- 児童生徒向け

- ・学校に専門家を派遣し、児童生徒に対してワクチン接種に対する正しい情報を発信するとともに、県市町等が開設しているワクチン接種会場の情報を周知する。

- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。
- ・学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査受診者がいる場合は参加しない。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
- ・進学のための受験が本格化することから、受験先等の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、感染防止対策を徹底するとともに、日頃からの体調管理、感染防止対策等を改めて周知する。
- ・企業や福祉施設等での校外実習にあたり、必要に応じて PCR 検査（公費負担）を受ける。

○教職員・学校向け

- ・児童生徒の感染防止の観点からも、引き続き教職員にワクチン接種を促すとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導する。
- ・早期の感染把握・拡大防止のため、全ての県立学校に配備した抗原簡易キットを適切に活用する。
- ・教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整える。

②部活動

【まん延防止等重点措置終了まで】

- 県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行わない。
- 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない。ただし、公式試合に向けた県内での練習試合は可とする。
 - ・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加させない。
 - ・部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。
- 活動日及び時間は、十分な感染防止対策を実施したうえで、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（いきいき運動部活動（4訂版）等）。
- 本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討する。
 - ※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③心のケア

- 児童生徒の心のケアアンケート調査の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
 - ・SNS 悩み相談の活用を周知（相談時間：17時～21時）
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
 - ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

- 設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持

ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

〔感染時における対応〕

- 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」(令和3年8月27日付け文部科学省事務連絡)及びその運用基準に基づき、適切に対応する。
 - ・感染者、濃厚接触者及び体調不良者(以下、感染者等)が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止(教職員は特別休暇)及び消毒等の対応を行う。
 - ・校内の感染状況等に応じて、機動的に分散登校や時差登校を検討する。
 - ・学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を、保健所・学校医と相談のうえ、学校長の判断で機動的に検討する。なお、実施後は速やかに事務局に報告する。
 - ・出席停止の児童生徒はもとより、学級・学年の閉鎖、学校の臨時休業を実施する場合には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

〔感染防止対策強化の要請〕

①授業形態

○対面授業の実施の際には、国が定めるガイドラインや国通知に基づく感染防止対策の徹底を図るとともに、オンライン授業の活用も検討すること。

※対面授業の実施の際の感染防止対策の強化

- ・キャンパス・校舎内や通学時等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチン接種の推進

②部活動・サークル活動

○県外での活動(※を除く)は、原則行わない。

ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めてまん延防止等重点措置区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

○県内で活動する場合は、以下の点に留意すること。

- ・合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合には、感染防止対策が確認される施設を利用するとともに、飲食時の感染防止の徹底を図る
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)(参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること)

③外出・飲食

○学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。

- ・感染拡大地域との往来の自粛
- ・要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛

- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

④学生への呼びかけ

- 教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、県からのメッセージ等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

⑤ワクチン接種の推進

- 教職員・学生等のワクチン接種率の向上を推進する。

[学生への支援]

- 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免、給付型奨学金支給を行う（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）。
 - ・兵庫県私費外国人留学生奨学金の給付、アルバイト収入の大幅な減少等により経済的に困窮する私費外国人留学生に対する緊急奨学金の給付（月3万円）（大学、短大、高専、専門学校日本語学科）
 - ・県立大学においては、上記に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施
 - ・就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、大学連携組織（大学コンソーシアムひょうご神戸）を活用した県内大学生の地元就職促進事業を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。
- 早期の感染把握・拡大防止のため、抗原検査キットの購入や、企業や福祉施設等での実習でPCR検査が必要とされる場合の検査費用を支援する。
- 不測の事態により、修学旅行が中止とした場合に発生するキャンセル料を支援する。

(4) 看護師養成施設等

- 看護師等養成所と歯科衛生士養成所に対し、医療機関等での臨地実習を学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を修得するために必要な資機材等を支援する。

3 社会教育施設等

- 県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。
- 感染防止対策
 - ・催物の開催制限については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」を徹底
 - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止 ・発熱チェック

- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置 ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（事前予約による入場者の整理を実施、休憩時間・回数増、換気等）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

(4) 飲食等【令和4年1月13日～令和4年1月26日】

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- 感染リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。
- 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗では、同一テーブル4人以内とし、短時間（2時間程度以内）での飲食とすることを要請する。
- 上記以外の非認証店舗では同一グループ4人以内、短時間（2時間以内）での飲食とすることを要請する。

【令和4年1月27日～令和4年2月20日】

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- 感染リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。
- 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗では、同一テーブル4人以内とし、短時間（2時間程度以内）での飲食とすることを要請する。（ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食を可とする）
- 上記以外の非認証店舗では、同一グループ4人以内、短時間（2時間以内）での飲食とすることを要請する。

(5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録する。

7 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）

(1) イベントの開催制限の目安等

【令和4年1月13日～令和4年1月26日】

	区 分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの(*)	100%以内 (大声なしの担保が前提)	収容定員まで
②	その他(安全計画を策定しないイベント)	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人又は 収容定員50% のいずれか大きい方

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度

- ※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること
 (※) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント)
- ①「感染防止安全計画」の策定
- 参加人数が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超えるイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けるよう要請する。
- ②その他(安全計画を策定しないイベント)
- 県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する。

【令和4年1月27日～令和4年2月20日】

	区 分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの(参加者が5,000人超)	100%以内 (大声なしの担保が前提)	20,000人(※)
②	その他(安全計画を策定しないイベント)	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人

- ※ 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度
 ※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること
 ※ 遊園地やテーマパーク等についても同様の制限を適用
 (※) 「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場可(検査結果の陰性を確認する対象者は、20,000人を超える範囲の入場者)
- ①「感染防止安全計画」の策定
- 参加人数が5,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けるよう要請する。
- ② その他(安全計画を策定しないイベント)
- 県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する。

(2) チケット販売の取扱い

- 令和4年1月29日以降に販売開始されるものは、上記(1)令和4年1月27日～令和4年2月20日の要請を満たすこと。

(3) 感染対策の徹底

- イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じることを要請する。
- 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保することを要請する。
- 大声ありのイベントで十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。